

令和2年10月20日（火）14:00～
603会議室

出席：佐藤委員長、大冢賀委員、守屋委員、柳下委員、大谷委員、下川委員、田口委員、須貝委員、鈴木委員、圖子田委員、原委員、谷委員
市：地域包括ケア課 長坂課長、上原課長補佐、菊池主査、富澤主査、関口主任、中島主事
社協：木宮課長、野川係長
傍聴者：3名

会議録

1 開 会

2 議 題

協議

（1）第二次生活困窮者自立支援計画素案について

資料に沿って、第1章から第3章まで、和光市地域包括ケア課から説明。

佐藤委員長

前回皆さんに議論していただいた内容を踏まえた、本日の資料となっています。それでは、皆さんのほうから、何かご意見、ご質問等ありましたら挙手をお願いします。いかがでしょうか。はい、須貝委員どうぞ。

須貝委員

16ページの数字のところで確認です。16ページでは、平成31年度の数字が記載されていると思います。一方、14ページの平成31年度の数字と少しずれています。具体的には、生活保護世帯数というところですが、16ページでは542世帯・747人、14ページでは575世帯・734人となっていますので、ここの整合性はどうなっているのかというのが、まず1点です。

それからもう一つ、平成30年度の世帯数と人数から、足して引いていくと、この数字になります。世帯数としては569世帯、人数としては741人になるのですが、そこの数字の違いはどうなっているのでしょうか。

佐藤委員長

事務局いかがでしょうか。

富澤主査

すみません。ご指摘のとおり、14ページのグラフと16ページの表については誤りがあると思われます。データの確認をさせていただき、適正な数字に修正いたします。

佐藤委員長

ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。

須貝委員

16ページに関して続いてなのですが、上の段の貧困率のところからみると、非常に多く、1000人以上の人口の貧困状態の子どもがいるんだなということがわかるかと思います。その子どもたちに対する施策というのはどうなのかな、というのが一つです。

それから、10ページのところにあります地図の表です。貧困対策についてはこの3箇所、相談受付や事業展開されるんだと思いますけれども、決算書によると、市が委員報酬を出しているのは、面接相談員1人と就労支援員2人なんですね。この3人がこの3箇所にわかれて配置されているということなのでしょうか。私が見た決算書は平成30年度のもので最新ではなかったもので、少し状況が変わっているかもしれませんが、この運営はどういう風になるのかなというところ、これら2点について伺います。

佐藤委員長

事務局いかがでしょうか。

富澤主査

まずはじめに、子どもの貧困対策について、具体的な対象や人数、それに対する対応策というところでご説明させていただきます。

全国的な調査の中では、子どもの貧困率が13.5%、7人に1人という状況ですが、これを和光市の児童人口に単純計算で当てはめた場合については、1500人から2000人程度が、相対的な貧困世帯に属することになります。一方、和光市の場合には、元々在住している方の平均的な所得階層が、他自治体と比較しても高い水準にあるということで、そこまで大きな数字にならないのではないかと、いう見立ても持っております。これが仮に1000人を下回ったにせよ、現在補足しているのは400名から500名程度は支援対象となっているという状況ですので、こちら側で補足できていない貧困世帯に属する子どもがいる状況は確実にあると認識しています。

こちらの把握についてですが、和光市で行っている和光版ネウボラの中では、世帯の困窮リスクも一つの世帯リスクとして把握して、それに対応する施策として、就労支援、貸付、世帯支援などを行っています。これらの取組が、一定程度、貧困状態の解消には寄与していると考えております。一方で、元々和光になじみがない中で転入してきた世帯が、困窮状態にあって、それが学校等で表出していない場合は、把握が困難な場合があります。転入転出が多い和光市においては、その世帯の状況把握が課題だと認識しています。

生活困窮世帯に対する直接的な支援としては、後ほど事業の概要でも出てきてまいります。お金がなくて塾に通うことができない世帯、勉強したいけれども勉強の環境を家に整えることができない世帯への学習支援ですとか、母子・父子世帯、あるいは夜遅くまで仕事をしていることから、夜一人でご飯を食べなければならない世帯など、そうした状況にある世帯に食事支援も含めた生活支援を市内の一部の拠点で実施しています。

貧困世帯の属する子ども及び親の世帯支援というところでは、基本的にはネウボラのケアマネジャーが出生届の届け出から関わっています。その中で、必要な支援として就労支援につなげるケースなのか、それ以外の支援で世帯課題の解決をしていく状況なのか、個別の世帯状況に合わせた必要な支援、生活困窮支援であったり、障害支援であったり、子育て支援等のサービス、これらにつなげることで世帯状況の課題解決に向けて取り組んでいます。

関口主任

引き続き、事業者の人員体制について回答させていただきます。

現在、3つの事業者が自立相談支援事業を行っております。このうち、一つ目が自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業の4事業、二つ目が自立相談支援

事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の3事業、残りの一つが自立相談支援事業のみを実施している状況です。

このうち、自立相談支援事業の中に、主任相談支援員と相談支援員と就労支援員、3つの役割があります。また、就労準備支援事業には就労準備支援員、また家計改善支援事業には家計改善支援員、子どもの学習・生活支援事業には学習支援員というものがございます。これら兼務をすることによって、各事業者の人数がそれぞれ異なる形で配置されています。一つ目の事業所が4名体制、二つ目の事業所が3名体制、最後の事業所が2名体制となっています。自立相談支援事業の主任相談支援員と相談支援員と就労支援員の兼務が不可となっておりますので、最低で2名体制の配置となっています。その他、就労準備支援員と家計改善支援員、学習支援員については、自立相談支援事業の他の支援員と兼務をすることが可能ですので、合計人数という形になっています。

平成30年度の決算資料が手元にないので正確にはわかりませんが、このような関係で、合計人数が若干変わってきているのかと思います。

佐藤委員長

ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。柳下委員。

柳下委員

質問です。16ページの子どもの貧困の中の、42人のうち30人は母子世帯と書いてあるのですが、父子世帯は含まれるのでしょうか。

富澤主査

こちらについては、法に定められた生活保護の世帯類型に準じております。高齢者のみで構成される「高齢世帯」、世帯主が病気等によって働くことができない「傷病世帯」、障害等によって働くことができない「障害世帯」、母親および18歳未満の子どもで構成される「母子世帯」、これらに該当しない「その他世帯」、この5類型となっております。このその他世帯というのは、特段の事情がなければ基本的には就労可能な世帯とお考えいただいて結構です。このうち、母子世帯というのは、今お伝えしたとおり、母親および18歳未満の子どもで構成される世帯となっておりますので、ご質問の父子世帯については含まれておりません。

父子世帯の数に関しましては、生活保護の世帯類型上、父子世帯という類型がないので、今この場で何人です、という明確な数字をお答えすることはできないのですが、確認したところでは、いわゆる父子世帯が若干名いるというのは確認しております。

佐藤委員長

よろしいでしょうか。ほかはいかがでしょうか。

大塚賀委員

生活困窮ということで、就労支援が重要になってくると考えていますが、市の中で、完全失業者数とか、そういったデータがありますでしょうか。なぜかという、例えば就労支援はハローワークに繋ぐことが多くあると思います。ほかの他市区町村の生活困窮者自立支援計画においては、こういった完全失業者数を把握されたりして、労働施策との連携もあったりすると良いと思いましたが、どうでしょうか。

富澤主査

現状では完全失業者数は把握できておりません。構造的に把握可能なものなのかどうか確認させていただいて、数字として取得することができるのであれば掲載させていただきたいと思います。

大塚賀委員

よろしくお願いします。

佐藤委員長

よろしいでしょうか。田口委員、どうぞ。

田口委員

田口です。10ページの先ほどの表についてです。私が住んでいるのは南1丁目です。自治会と地区社協の役員をやらせていただいております。このページの最後のほうにある「和光くらし・仕事相談センター すたんど・あっぷ」というのは、どのあたりにあるのでしょうか。

関口主任

南の外環上部の総合福祉会館の2階にございます。

田口委員

わかりました。私は地区社協の代表として、今年度から参加させていただいております。前回から参加させていただいているのですが、こういったことはあまり今まで関わってこなかったもので、また表に出てこない案件だと思います。皆さん、随分と細かいところまで質問されていると思いますが、個人的にといいますか、私の地区社協としては今まで関わってきてないし、今後に関われないのではないかと、というのが第一印象です。この場での発言となってしまう申し訳ありませんが、なかなか議論についていけないというのがあります。今までこういうことは、自治会とか、私の第五小学校の地区社協では、やってこない、また表に出てこない案件ですし、これからこのことは非常に難しい内容だというのが実感です。会長ともお話しておりますが、難しい内容だと思います。例えばひきこもりであるとかは、出てこないし、実際に我々がタッチできないものだと思います。民生委員の方もなかなか家に入れず、苦戦されているということも聞いております。皆さん、すごく細かいところまで質問されているので驚きましたが、予備知識がないもので、聞きっぱなしとなってしまう申し訳ありません。一言、申し上げさせていただきました。

佐藤委員長

こういう委員会に入らる中で、地区社協の代表として役割を受けていただいた田口さんにも、生活困窮にかかることを知っていただく機会になると思います。日本の困窮については、なかなか市民周知されていない、また見えないという現状にあります。自尊心もありますから、そういう人に見られたくないということで、表向きは見えていないけれども、内実は厳しい環境にあるというのは、往々にしてあると思います。

こうしたことに対して、専門の職員の人たちがサポートする面もありますが、生活困窮者自立支援計画がなぜ地域福祉計画の枠組みの中でやっているかというのは、法律が出来たときに、相談支援の観点と、地域の中で暮らし続けていけるような地域づくりの観点が入っていることから、地域福祉計画に中にあるわけです。そういった方々も地域の中に暮らしている一員であるわけですから。

こういった方々に外部から入ることは難しいと思いますが、同じ地域に暮らしている中で、特に今はコロナ禍によって、昨日まで裕福だった方が失職されたり、職の再開の目途が立たなかったり、厳しい環境になり始めていると思います。生活福祉資金貸付の件数が高くなってきていることも、その現状からだと思います。その貸付についても、返済の期間になって、また返済できないということでいろいろな債務が大きくなってしまふ、ということが今の時点でも想定できます。

そうすると、もちろん専門的な支援は専門職の人たちが関わることで良いと思いますが、普段の暮ら

しの中で、同じ日常をともにしている生活者としての支え合いということでは、生活困窮の云々というよりは、一緒にお茶を飲むような活動のところで、そういった方々が地域から疎外されず、また見えなくならない状況にさせていただくことも重要だと思います。そういう観点から、地区社協の役目もとても大事になってきます。そういうところが、これから専門職と協力しあいながらやっていき、地域福祉を推進することとなっておりますので、田口委員のほうも、こういった機会を通じながら、理解を深めていただければと思います。よろしくお願いします。

ほかに、第1章から第3章のところではいかがでしょうか。

他にないようですので、それでは具体的な事業の内容である、第4章の説明をお願いします。

資料に沿って、第4章について、和光市地域包括ケア課から説明。

佐藤委員長

ありがとうございました。今説明がありました第4章について、ご質問等がありましたら挙手をお願いします。はい、どうぞ。

谷委員

谷です。地域のまちかど健康相談室というところで、栄養士をやっております。今回、子どもの貧困の部分も入ってきていると思います。子どもの貧困の支援のところなのですが、子どもの生活支援で、子ども食堂とかフードバンクとかとの連携があるのですが、この辺のところは具体的にどういったことが予定されているのでしょうか。

ご飯塾という事業があります。子ども食堂だと、子どもにご飯を提供することになると思うのですが、子どもに食事を与えるということだけではなく、子どもとその親に対して、自発的に自分で健康的な食事が作れるように教える教室をやったことがあります。生活困窮の中では、食事の選び方、作り方など、食事と食生活というのはすごく大きく関わってくると思います。そういうところを踏まえたうえで、この子ども食堂、フードバンクとの連携について、お伺いしたいです。

もう1点、私が知らなかったのですが、モデル事業としてやっているという第三の居場所づくり事業というところ。この辺のところについて、どのようなことをやっているのか、もう少し詳しく教えていただければと思います。今後もし、和光市全域でやっていくのだとしたら、私も栄養士ですので、何か協力できることがあればいいなと思ってお伺いしています。よろしくお願いします。

佐藤委員長

それでは、事務局よろしくお願いします。

菊池主査

ありがとうございます。まず第三の居場所づくり事業についてです。こちらは日本財団の方からお金をもらって、モデル事業として運用しているものです。こちらの特徴は、先ほど申し上げたとおり、食事等を提供するだとか、単に学習支援というよりは生活習慣をつけるだとか、そういう支援を困窮家庭に行うものです。生活困窮者自立支援事業の子どもの学習・生活支援事業は、メニューが決まっております。それに比べてこちらの事業は、日本財団のモデル事業なので、割と自由度が高いのかなと思っています。

当初の生活困窮者自立支援事業では、現在の子どもの学習・生活支援事業は、子どもの学習支援事業とされていて、最初は生活という言葉がありませんでした。この子どもの学習支援事業のときも、生活支援という内容はあったのですが、より生活支援を出していこう、単に学習の場ではないということ、国の方でも考えているようです。

困窮制度の事業でも、子ども食堂やフードバンクとの連携の効果を検証するという事業もはじまっております。食育なんてことも言われておりますけれども、単に学習をするような場ではなくて、生活習慣、食育というところも一緒に連携してやらせていただくのであれば、ぜひお願いしたいと思います。

佐藤委員長

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

谷委員

もう一つ、確認させてください。少し前に戻ってしまうのですが、生活困窮者というのは、もうすでに生活保護になってしまっている方は、今ご説明があったような支援は届くものなのでしょうか。あるいは、生活保護になってしまったら、また別な支援ということになるのでしょうか。子どもだったらネウボラになるだとか、あるいはすたんど・あっぷさんとかすてっぷさんとかは生活保護にならないような支援、あるいはどうしてもということだったら生活保護への手続きを行っていくんだと思います。

現在、生活保護になっている方が、まちかど健康相談室にも来られることがあるんですけども、やはりお金の使い方というのがうまくいかない、どこかずれていて、生活保護になっているということがあります。その辺の支援や教育を行い、それがまた生活保護世帯の子どもたちにも、金銭感覚というものも養われていく必要があると思います。その辺については、また担当が変わってしまうのかどうか、教えていただければと思います。

佐藤委員長

事務局いかがでしょうか。

菊池主査

ありがとうございます。生活困窮者自立支援制度と生活保護制度というのは基本的には別制度です。しかし、子どもの学習・生活支援事業については、貧困の連鎖を防止するという観点から、生活保護世帯のお子さんも対象となっています。ですので、こちらについては、生活保護世帯のお子さんであるとか、それに準ずるような世帯を対象としております。学習に課題があったり、あるいは生活環境、例えば家には兄弟ばかりで勉強に集中できない、あるいはそもそも机がない、といったところに問題がある場合もあるかと思います。このような課題のある世帯について、学校や教育委員会と連携し、推薦をいただいて、この事業に参加していただく。このような形で、生活保護世帯についても支援を行っているところです。

佐藤委員長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。須貝委員、どうぞ。

須貝委員

第三の居場所っていうのが、さっき申し上げた貧困の子ども、相対的貧困率の13.5%にあたる子どもたちの居場所として考えられているのかと思ったのですが、間違っていますでしょうか。

菊池主査

それも一つだと思います。

須貝委員

そうすると、今学校は6時間まであって、16時ごろまでやっていると思いますが、この第三の居場所はわこうっこクラブのことなんですか。

菊池主査

この第三の居場所づくり事業は、わこうっこクラブではありません。

須貝委員

そうすると、そういう場所が指定されてあるということなんですね。わかりました。わこうっこクラブなんだと思っておりましたが、17時15分だと1時間しかないので第三の居場所になりうるのか、また食についてもどうなるんだろうと思っておりました。私も、もう少し第三の居場所について調べようと思います。

佐藤委員長

今の話だと北エリアだけという話だったかと思います。

菊池主査

須貝委員が評議員をしていただいている社会福祉法人エイドセンターのキッズエイド吹上で実施しているものです。第三の居場所というのは、ここに記載しておりますとおり、家庭、学校に次ぐ第三の居場所としていますので、例えばこれが学童クラブだったりということになりうると思います。名称として第三の居場所としているものです。キッズエイド吹上で実施している事業が、モデル事業だと認識していただければと思います。

須貝委員

ありがとうございます。もう1点お伺いします。

相談事業について、国が目安としているのは、プラン作成は新規相談受付の50%となっていて、そのうち改善が85%かと思います。でも、和光市の場合には、プランがそんなに作られていないと感じています。すごく絞られた中で成果があった事例があるのかな、と思いました。それから、生保の方は、必ずお金をもらいにくる、あるいは職員の方が毎月行っているわけですから、この人はプランを作りましょう、と言える立場にあると思うので、このプランの作成がこんなに低いのは、何か理由があるのか、教えていただけますでしょうか。

菊池主査

ありがとうございます。18ページをご覧ください。図表4-4の自立相談支援事業の初期対応状況というところを見ていただければと思うのですが、2020年度については上から二番目、他制度他機関等へのつながりが407件となっております。こちらは、生活困窮者自立支援制度の対象ではない方が相談にいらっしゃったときに、他制度に繋いだことになっています。そういう意味では、この相談支援事業所があることによって、他制度につながった人がこれだけいるということは、一定の効果があると考えております。あくまで国が示しているのは目安値ですので、必ずしも半分はプランを作成しなさいということではなく、これくらいじゃないかというところですので、市としてもそのように設定させていただきました。

生活保護の件ですが、先ほど生活困窮者自立支援制度と生活保護制度は別の制度と申し上げましたとおり、生活保護においても、ケースワーカーが一緒になって自立に向けた支援、家計支援なども行っておりますので、そういった方は生活保護制度の中で支援していくこととなっております。

佐藤委員長

よろしいでしょうか。ほかはいかがでしょうか。鈴木委員どうぞ。

鈴木委員

鈴木です。21ページ、子どもの学習・生活支援事業というところです。こちらには「高校進学後の中退防止対策などを行い」と書いてあります。今回の夏休みで、この制度にお世話になっている高校生のお子さんもいらっしゃるの、取組を進めていってほしいなと思います。この支援を進めていく中で、学習の場に行ける、学校の推薦があって、アスナル教室を活用しているお子さんはいいかなと思います。生活困窮世帯の中には、学校行くことに浮き沈みがあったり、不登校状態であったりするお子さんもいて、本来は学習支援が必要なお子さんなのですが、学校に行けない場合にどんどん学習が遅れていき、貧困の連鎖につながることを、とても危惧しています。そういうお子さんがいらっしゃるの、いきなりお子さんに対して、例えば埼玉県が行っているアスポートのような事業を、和光市でも考えてもらっているのかどうか、大変なことだとは思いますが、教えていただければと思います。

佐藤委員長

事務局、どうぞ。

菊池主査

今のご意見について、まず現状を申し上げますと、生活困窮者自立支援事業というのは、人口規模に応じて予算が決まっています。今の和光市においては、上限いっぱいを使って事業を行っています。今後、この事業の上限額が見直されることもあろうかと思っています。例えば今おっしゃっていただいた高校生世代の支援というの、制度当初はあまり言われていなかったのですが、やっていくうちにこういうのも大事だろうということで、メニューに加わった経緯もございます。このように事業もだんだん変わってきて、来年度予算では自立相談支援事業は、事業が定着してきたので、一律で上限額を上げるという通知も内々に来ております。学習支援事業についても、おそらく、上限額が上がっていくものと思いますし、先ほどもコロナ禍において来れない子どもたちに対しては、ICTの機器を活用したオンラインでの授業の予算もついていますので、実施を検討していきたいと申し上げました。このように、国の方でも意識して予算づけしているようですので、そういったことも含めて、検討していきたいと思っています。

佐藤委員長

よろしいでしょうか。ほかの委員の方、いかがでしょうか。大谷委員、どうぞ。

大谷委員

大谷です。今、ボランティア連絡会の方では、子どもの貧困について関心がございます。11月に、子どもの貧困対策で、子ども食堂の関係団体の方が講演会をやってくださいました。和光市においても、子ども食堂とかを検討されていると思いますが、コロナ禍においては公共施設では利用が出来ない状況もありますので、やりたい、やろうという気持ちがあっても、施設のルールによって出来ないことがあるかと思っています。それから、学習支援の中でも、第三中学校の生徒を相手にして支援をしている仲間は、コミセンを借りてやっているものですから、ここだと食べたり飲んだりが出来ないということです。こういったことが、どうにか柔軟に対応できないものかなと思います。

あと、先ほどの第三の居場所という言葉が出て、これは何なんだろうと思って聞いておりましたら、これはモデル事業のことなんだということでした。和光市社協が実施しているたまり場的なこと、生活が大変な人とかでも短い時間おしゃべりをしていったりできるような、そういった大人も気軽に集まれるような第三の居場所という意味で、こういう所も含めた居場所づくりに取り組んでいくのかと思ったらそういうわけでもなさそうですので、私自身地区社協にもかかわってございますので、地域にもそういう居場所のようなものがあったら良いなと思います。

菊池主査

ありがとうございます。生活困窮者自立支援制度については、2つの目標がございます。一つが生活困窮者の自立と尊厳の確保。要するに個人を尊重して支援をするということです。もう一つは、生活困窮者支援を通じた地域づくり。この2本が目標になっています。今、大谷委員がおっしゃったのは地域づくりの部分かと思います。こちらにつきましては、例えば子ども食堂をやりたいんだけど場所がないんだとか、居場所がないんだけどどこかないか、ということなどがあれば、この制度の目標にあるとおり、皆さんと作っていきたいと思っておりますので、ぜひご相談いただきたいと思います。何が出来るかはわかりませんし、あれもこれもというのは難しい現状はあるかと思っています。例えば子ども食堂のために建物を建てるというのは難しいかもしれませんが、じゃあこれならできますよ、という風に皆さんと一緒に考えていきたいと思います。そういったご意見があれば、ぜひ頂戴したいと思っております。

佐藤委員長

ありがとうございます。今回の資料の中でも、重層的支援体制整備の事が触れられていますが、まさにそのことだと思います。どこかの一か所だけで全部やるということではなくて関連付ける、子どもの成長過程で言うなら、ネウボラがかかわったりだとか、生活保護の世帯だったら生活保護の関連部局だったり、教育委員会だとか、地域でいえば社協の皆さんも関わってきます。そういったところと連携がとれて、協働で支援が出来るようにしていけると良いと思います。制度的に支える部分と地域の暮らしの中で支える部分、その両側面があると思います。市町村によっては、子どもや大人、いろんな人たちが混在して、そこで成り立たせる場づくりを意識しているところもあります。今回の説明では、事業の本質的なところで支えていく、でも似たようなところとは関連づけて支えていくということでした。さっきのアスポートさんなども、学習支援と生活支援があって、学習支援のところはボランティアを入れているのですが、生活支援はやはり専門職、そこのスタッフが担当しています。個別の生活に関わるところなので、学生では責任が負えないということで、すみわけをされているようです。うちの大学の学生もそうですけれども、学生たちはこういった学習支援、あるいは子ども食堂に積極的に参加したり、自主的に他の大学と連携してやったりしています。こういった既存の社会資源を活かしていくことも重要です。もちろん、さっきのような生活の部分でトラブルが起こりそうなところは配慮しながら、ボランティアとすみわけをしていかなければいけない部分もあります。民間の方と専門職がいらっしゃる体制を、重層的支援体制の中でどう整備していくか。そういった内容が大体地域福祉計画の中に入っていけば良いと思います。その辺の整理が、少しずつ、子どもの関係も要約されてきていると思います。学習支援や子ども食堂も、対象を特化したもので作る場合もあるし、いろんな人が参加し、混在する場合もあります。混在してくると、本当に来てほしい人が来れなくなってしまうとか、地域性の課題も存在します。和光市でどうやるのが一番良いのかというところは、やりながら考えていく必要があります。今事務局が言ってくれたように、こういう場があってはじめて皆さんと一緒に議論することが出来ます。それぞれの持ち場のところでも反映できるようなところがあれば、共有していければいいなと思います。ありがとうございます。

それでは、ほかにいかがでしょうか。大冢賀委員、どうぞ。

大冢賀委員

1点確認と、2点ほど意見をさせていただきたいと思います。

その前に、今までの皆さんの議論を聞いていて、確かに生活保護の方は、生活保護の受給制度があって、被保護者を対象とした家計管理とか、自立支援のプログラムがあるという認識はしていました。これから、相談支援というのは世帯ごとにとらえましょうということになっています。世帯の中で、対象者がつながることになります。保護世帯なんだけれども、その子どもは生活困窮の対象になると思います。それと関連した重層的支援体制整備のところを読み解くのはなかなか難しいのですが、この24ページの図の中をよく読んでみると、相談支援体制は世帯ごとに見ていきましょとか、参加視点とか地域づくりの支援とかがこの計画の中に書き込まれていて、これを何らかの形でやっていきますというこ

とが書いてありますので、今後の展開をしっかり見ていきたいと思います。

子どもの貧困対策についても議論がありました。これも制度上わかりづらくなっています。繰り返になりますが、困窮計画の中の子ども学習・生活支援事業というのは、個別、特定のメニューになっています。そのうえで、私の理解では、子ども食堂というのは制度的なものではなく、ボランティア的なもので、地域の子どもの対象としたご飯とかを提供する場所がいっぱいあるんだと思います。それを埼玉県全域でサポートするようなNPOとかがあるので、そういったところ連携しながら、任意の地域づくりのような、子どもの居場所を作っていくという動きがあります。そういった中で、和光市においても、子ども食堂というものを作っていきましょうという地域づくりは推進されるべきだろうと思います。これは制度上のところではありませんので、なかなか具体的に書き込みづらいとは思いますが、地域づくりの中でそういうものを推進していくといったことが書き込めるとよいと考えます。

また、私は就労のところで意見があります。18ページです。自立相談支援事業の体制についても、須貝委員から、事業所が3箇所あって何人配置されているのか、という質問がありましたが、私も気になっているところです。主任相談支援員という方と、相談支援員、就労支援員ということで任命された方がいるんだろうと思います。ここで、自立相談支援事業とは何かというところを17ページで確認すると、まずアセスメントを丁寧に行うことになっており、全員がプラン作成に移行するわけではなく、一部の人がプラン作成の対象となります。そのプランを作成した後に、「就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業などの事業につないでいきます」とあります。この文章を読み解くと、18ページの図表のところ、「他制度へのつなぎ」とされているところがおそらく、プラン作成人数に対してこのつないだ人たちがいるのかなと思いましたが、ここの数字の整合性はよくわかりませんでした。ここで重要なのは、就労支援員がいらっしゃるの、就労支援を提供した人が何人であったか、ということと、就労支援を提供した後、その人が就労につながったか、あるいは相談前から収入が上がったかどうか、だと思います。こういったことを調べている自治体もありますので、これが今までの相談実績でわかるかどうかで、就労支援員が機能しているのかどうか、あるいは和光市にそういう対象者がどれだけいるのかがわかるデータになると思います。なので、私は冒頭で完全失業者数がわかりますかということをお伺いしました。失業・困窮している人への就労支援、あるいは和光市の中で企業とコラボして就労先を開拓してそこを紹介するみたいなことをしていると思いますので、ここの内容は重要かだと思います。確認出来たら追記していただきたいと思います。

佐藤委員長

事務局、いかがでしょうか。

菊池主査

ありがとうございます。今回、自立相談支援事業の図表に載せている数字は、毎月国に報告しているものから抜粋したものです。その様式に、就労者数と増収者数もございます。ここの資料には割愛してしまっておりますが、追記させていただこうと思います。

大塚賀委員

他の自治体も出されていますし、重要だと思いますので、よろしくお願いします。

後半ですが、割と理念的な話になります。和光市が作る計画であるということはわかるのですが、この制度が周知されるかどうか、というところが重要と考えます。

地域住民がこの制度を知らないというのは、制度がわかりにくいということもあると思います。

このコロナ禍においては、民生委員の方とか地域住民の方が、生活に困窮しているところの感度を高くしていく必要があると思います。地域全体でPRしていったりとか、民生委員と連動して研修会・勉強会なりを開くとか。地区社協の中でも、どういう役割があるかわかりませんが、連動しながら地域づくりをしていく際に、こういったテーマでも貢献していきます、というところまで書けると、この推進

委員会の中で困窮計画を策定する意味が出てくるかなと思います。

また、その他、私が気になっている点が2つあります。

1点目は、前の統計部分に戻るんですが、16ページ目で自殺者数12人と書いてあると思います。私は、3ページの計画関連図でいうと、健康わこう21に関わる委員会の委員もしていますが、この中に自殺対策計画というものがあります。以前、この計画の中で私が自殺者数を見たときは3人とかで、ここに記載されているほど多くなかったんじゃないかなとおぼろげに記憶していて、数字が上がっていると感じています。経済困窮を苦にして自殺が起きるなんてこともあって、自殺対策の観点からも、困窮的な人の情報を共有していきますということが自殺対策計画に書かれています。なので、12人に数字が上がっていると思うので、自殺対策計画に書かれているようなことを、困窮の方からもしっかりと情報共有していきます、ということを書いていたきたいと考えます。それがまず1点です。

もう1点は、他の自治体の話ばかりして申し訳ないのですが、その人が困窮しているとわかるのは、自らが相談窓口に行くというパターンもあると思うのですが、年金や各種税金が払えませんか、公租公課にかかる場面で相談に来る場合があります。

なので、他の自治体では、公租公課部門と連携を図って、そういう相談者が現れたら、そっちの相談支援窓口を紹介するための庁内連携をしっかりとしていきます、というのを計画上書き込んでいるのを見ました。こういった困窮の人を見つける仕組みということで、庁舎内の連携を高める必要があるかなと思います。どこまで書き込めるかはわかりませんが、実際にそういうルートからケースがあがっているのであれば、これからも感度を高めていきます、みたいなことを書書いていただきたいと考えます。

私からは以上です。

佐藤委員長

事務局、いかがでしょうか。

菊池主査

ありがとうございます。今の2点とも書き込むように修正したいと思います。実際に、税のほうと連携して相談につなげたというケースもありますので、今先生がおっしゃったようにしたいと思います。

佐藤委員長

ありがとうございます。ほかにご意見ある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今の意見を踏まえて修正していただいたものを、12月15日にパブリックコメント案として、確認させていただくことになります。それに向けての準備をお願いいたします。

ほか、よろしいでしょうか。それでは、本日の議事は終了しましたので、事務局にお返しします。

中島主事

ありがとうございました。次回の会議は、12月15日（火）に、本日と同じ会議室で予定しています。内容は、第二次生活困窮者自立支援計画のパブリックコメント案、それに加えて、地域福祉計画等の進捗評価の様式などを協議させていただければと思っています。開催日1週間前を目途に、資料等を送付させていただきます。それでは、本日の会議は終了させていただきます。ありがとうございました。

3 閉 会

以上